

## 役員退職慰労金支給規程

一般財団法人造水促進センター  
平成23年3月23日制定

### (総 則)

第1条 この規程は、一般財団法人造水促進センター（以下「本財団」という。）の常勤の役員に対する退職慰労金（以下「退職金」という。）の支給について定める。

### (退職金の額)

第2条 退職金の額は、役員が退職し、又は解任され、若しくは死亡した日（以下「退職の日」という。）におけるその者の退職金計算基礎額（退職の日における月額報酬をいう。）に、その者の在任期間1ヶ月につき、100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、在任期間120ヶ月を超える月数については100分の10の割合を乗じて得た額とする。

### (在任期間の計算)

第3条 在任期間の月数の計算については、任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1ヶ月に満たない端数が生じたときは、これを1ヶ月とする。

### (再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了により退任した場合において、その者が引き続き役員になったときは、最終の退任時に退職金を支給する。この場合における在任月数の計算は、役員在任期間を通算して行う。

### (退職金の支給)

第5条 退職金は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。

2 前項の遺族の範囲及び順位並びに受給資格の証明については、本財団の職員の退職手当支給規程第13条及び14条に規定するところと同様とする。

3 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき金額を差引き、その残額を支給するものとする。

### (端数の処理)

第6条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

### (退職金の支給制限)

第7条 役員が本財団の定款第34条第1項第1号に該当して解任されたときは、退職金は支給しない。

### 附 則

この規程は、平成23年3月23日から施行する。